

使用料の見直し（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「使用料の見直し（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	使用料の見直し		
募 集 期 間	平成28年9月16日（金）から10月17日（月）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	5 件 （ 5 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	5 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		1 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		4 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市企画財政部財政課財政（本庁舎2階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線222） FAX番号 : 0142-23-4414 Eメール : zaisei@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1	<p>施設の使用料については、施設の規模や種類等によって相違はあるものの基本的には、施設維持管理上必要な費用については、利用者が負担するものであると考えています。</p> <p>よって、今回の「まなびの里サッカー場」の使用料の改正については、やむを得ないものと考えます。</p> <p>また、地域におけるスポーツの普及・振興やスポーツを通しての青少年の健全育成等の観点から、高校生以下の年代を中心に使用料の負担軽減措置の適用を受け、これによって小学、中学及び高校の各年代のチームが日常的にまなびの里サッカー場を利用することが可能となっており、協会として大いに感謝しているところです。</p> <p>今後においても、この負担軽減措置（減免制度）の継続・維持を希望します。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>使用料の減免につきましては、公共施設全体の問題と捉え、今後の行政改革のひとつとして、減免団体や減免割合についての見直しが必要と考えております。</p> <p>この見直し結果によっては、負担増となる団体も想定されますが、頂いたご意見にもありますとおり、様々な観点から判断し、できる限り過度な負担増とならない程度に見直したいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2	<p>体育館使用料金値上げについては、上げ幅が少なく、減免割合が現状維持と言うことで、負担増が少ないことから容認いたします。</p> <p>しかし、経費節減に反することになりますが、現状、サブアリーナ利用時の照明が間引き点灯のため、部分的に暗くなる場所でボールを見失う場面が多々生じており、不便を感じております。</p> <p>部員は70歳前後が多数を占めており、老化による視力の低下という固有の原因かもしれませんが、引き続き老化防止のために楽しくスポンジテニスが出来るように、照明の全点灯を要望します。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>サブアリーナにつきましては、現在、太陽光で利用可能と判断した場合は、照明を間引き点灯しております。</p> <p>これは、経費節減のため実施している措置ではありますが、今後、利用団体の要望に応じ、不便を感じる事のない範囲で点灯することといたします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3	<p>トレーニング室の1回券と回数券に高齢者割引券を新設するべきだと思います。高齢者は、筋トレの必要性を理解したとしても、筋トレは苦行であり、ある程度続けなければ効果がでないことも解っています。一大決心をして定期券を購入して始めたとしても途中でくじけて行かなくなった時に、自分が根性なしのダメ人間だと思う（家族がいれば、定期券がムダになったと非難されるのは必至である）ことを恐れると思うのです。</p> <p>英会話教室がお試し期間を経験してから次へ進むように筋トレも一般より安い高齢者割引の回数券があれば、試しに何回か行ってみようという動機付けになる気がします。もしも、それで続けられる自信がついた時には必要に応じて、定期券を購入して筋トレを続けていく人が出てくることになるように思います。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>個人利用の設定に当たりまして、高齢者など特別な区分を設けての割引につきましても検討いたしました。区分を設けずに市民の誰もが割安感を感じながら継続して施設を利用していただけるよう定期券や、さらに平日の昼間のみ利用可能な特別定期券を設けているところです。</p> <p>また、子どもから高齢者まで市民の誰もが施設を利用するきっかけ作りとして、指定管理者では、年3回の無料開放のほか、各種教室における無料体験の実施など、継続利用につながるよう各イベントを開催しております。</p> <p>ご意見にあるような、お試しとしての無料体験教室の実施回数を増やすなど、誰もが気軽に始められ利用し続けられるような運営を目指してまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	4	<p>プール特別定期券について（3カ月、6カ月） 現行、土・日・休日を除く日の午前9時～午後3 時までとなっているが、使用料改定後は下記の内 1つだけでも見直して下さい。 ①土・日・休日も使用できる事 ②土・日使用できる事 ③土使用できる事</p>	<p>【 その他 】 特別定期券につきましては、比較的用户者が少 ない平日の昼間帯に利用していただくよう、あえ て利用者が多い平日夜間や土・日・休日を除いた 形で割安に料金設定しておりますので、ご理解い ただきたいと思ひます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	5	<p>体育館の料金値上げの件は、仕方ないかと思いますが、定期利用のキャンセルの場合、できれば連絡を2～3日前までキャンセル可能と変えて頂けるとありがたいです。</p>	<p>【 その他 】 総合体育館では、多くの方に利用していただくため、定期利用団体から早めの利用キャンセルをいただくことで、その空いた時間について希望のあった他団体に対し、利用のあっせんを行っております。 その調整期間として、5日間を設定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの